

工事費内訳書の取扱いについて

指名競争入札及び郵便入札に係る条件付き一般競争入札に際して提出を求めている工事費内訳書（以下「内訳書」という。）について下記のとおり取扱いますのでお知らせいたします。

なお、本取扱は、法務契約課発注の予定価格事前公表対象工事について実施します。

記

1. 内訳書の提出について

郵便入札に係る条件付き一般競争入札については、入札書及び内訳書を同封し、指定する到着期限までに郵送により提出してください。

指名競争入札については、入札日に、入札書と内訳書をホチキス留めし、同じ封筒に入れて投函してください。

また、内訳書は別紙様式を使用してください。

2. 内訳書の審査

予定価格内かつ最低制限価格以上で最低額の方を「落札予定者」とし、その方の内訳書のみ審査することとします。

審査の結果、内訳書が別表に掲げる事項に該当する場合には、入札参加者心得書第9条第6号に規定する「その他入札条件に違反した入札」に該当するものとして入札を無効としますので内訳書の記載にあたっては、違算・記載漏れ等がないようくれぐれも注意してください。

この場合は、2番札の方を落札予定者とし、その方の内訳書を審査します。

なお、上記の趣旨については、個別の工事の入札公告及び指名競争入札通知書にも記載することとします。

入札参加者心得書

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者のした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札**

別表

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - (1) 入札書と一緒に内訳書が提出されなかった場合
 - (2) 他の工事の内訳書が提出された場合
- 2 記載すべき事項が欠けている場合
総額、内訳の一部又は全部の記載がない場合
- 3 記載事項に誤りがある場合
内訳書の合計金額が入札書に記載された入札金額に対応していないと認められる場合
(違算等を含む)